r8物価_2_3

令和8年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

条件変色

都道府県区分	【20_長野県】
地方公共団体名（コード有り）	20385_長野県南箕輪村
都道府県・市町村コード（５桁）	20385
担当部局課名	財務課
担当者氏名	山口　弘一郎
電話番号	0265-72-2321
メールアドレス	lg-zaisei@vill.minamiminowa.lg.jp

（単位：千円）

交付対象経費(地方単独事業費)（R7経済対策分）	国のR7補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①にかかる交付対象経費	1,544
	（うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分）	1,544
交付対象経費(地方単独事業費)（R8補正予算分）	国のR8補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額②にかかる交付対象経費	12,000

（単位：千円）

令和8年度既配分額 国のR7補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	–
（うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分）※食料品の物価高騰に対する特別加算分の交付限度額を上限として参考表記	–
令和8年度既配分額 国のR8補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額②	–

（単位：千円）

今回配分予定額 国のR7補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	600
（うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分）※食料品の物価高騰に対する特別加算分の交付限度額を上限として参考表記	–
今回配分予定額 国のR8補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額②	7,569

（単位：千円）

配分予定額計 国のR7補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	600
（うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分）※食料品の物価高騰に対する特別加算分の交付限度額を上限として参考表記	–
配分予定額計 国のR8補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額②	7,569

（単位：千円）

国のR7補正分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①（令和7年度本省繰越分）	600
（うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分）	–
小計　交付限度額（R7経済対策分）	600
国のR8補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額②（令和8年6月5日通知分）	7,569
小計　交付限度額（R8補正予算分）	7,569

エラー（自治体名記載不備）	エラー（担当者・連絡先記載不備）	エラー（既配分額記載不備）

事業数	2	基金事業数
最終事業NO	3	
前回から記載内容に変更があった事業数	0	
"うち交付対象経費のみの変更"を除いた変更事業数	0	

配分予定額計	8,169	移管先	総務省	交付限度額計	8,169

国のR7補正において、食料品の物価高騰に対する特別加算の配分を受けていない市区町村は、食料品の特別加算に関する事業をNO1に入力してください。複数の事業がある場合は、NO2以降に記載してください。

No	国の予算年度	枠	地方単独事業	キー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直	物価高騰対策と整理する根拠・理由	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策等との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	※推奨事業メニューのサブメニュー ・左列で①を選択した事業が②～④にも関連する場合は追加で選択してください。 ・国のR8補正活用事業について、左列で②～④を選択した事業が食料品の物価高騰に対する支援を含む場合は、N列に追加で①を選択してください。			「推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業」を選択した場合の、より効果があると考える理由	A 総事業費（単位：千円）	B 交付対象経費（単位：千円）	B1 国のR7補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）（単位：千円）	B2 国のR8補正予算分（交付限度額②）（推奨事業メニュー分）（単位：千円）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）（単位：千円）	※参考 総事業費に係る事務費（単位：千円）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	商品券等活用事業	商品券等活用事業が事務連絡等の留意事項を踏まえた制度設計となっているか（具体的な対応を検討中の場合も含む）	予算化時期	予算化の方法	事業始期	支援開始時期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	国の重点支援地方交付金が活用されている旨の明記	実施状況の公表等について（HP、広報誌など）	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考1のサブカテゴリー　※N～P列を記入している場合のみ（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）			備考２「農林水産・食品分野」「中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備」における細分化項目	自治体での予算区分	自治体利用欄	自治体利用欄
														合計	13,544	13,544	1,544	12,000	–																							
1															–	–																										
2	R7_補正	推奨事業	○	○	給食のための食材が値上がりが続いていることに対して、値上がり分を補助することにより、小中学生を持つ親に対して値上がり分を給食費へ転嫁することなく済むため。	○	学校給食費補助金（R7補正翌債物価高騰分）	Ⅰ．生活の安全保障・物価高への対応	○	①食料品の物価高騰に対する特別加算	③物価高騰に伴う子育て世帯支援				1,544	1,544	1,544				①物価高騰の影響による給食材料費の負担増に関し、国/県からの基準額に基づく支援額を超える部分に対して、重点支援地方交付金を充当することで、小中学生を持つ家庭への負担軽減を図る。 ②給食材料調達費用の値上がり分への補助金（教職員は対象外） ③（給食センター分）小学生737人×年間食材値上がり分1,042円＝768千円（千円未満四捨五入）、中学生480人×年間食材値上がり分1,022円＝491千円（千円未満四捨五入）、（南部小分）小学生275人×年間食材値上がり分1,037円＝285千円（千円未満四捨五入） ④小中学生を持つ家庭（学校が生徒数に応じて村へ補助金を申請する。）	－	－	－	－		R8.4	議決	R8.4	R8.5	R9.3	給食費にかかる保護者負担：児童生徒1人あたり年間約1,000円の軽減を図る。（対象1,492人）	明記予定（HP・広報誌）	ホームページ等	給食	給食				R8当初（地）		
3	R8_補正	推奨事業	○	○	燃料高騰は、非課税世帯に対して日々の生活に影響を受けやすく、燃料費等に対する支援をすることにより、負担軽減を図ることができるため。	○	燃料高騰対策給付金交付事業（R8補正燃料高騰分）	中東情勢対応	○	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援					12,000	12,000		12,000			①燃料高騰の影響を受けている低所得世帯に対して、給付を実施する。現金給付とすることにより、灯油等の燃料だけでなく、LPガスの使用料に充てるなど、柔軟に活用できる。 ②冬季に増加する燃料費への対策を含めた低所得世帯への給付金③住民税非課税世帯数1,200世帯×10,000円＝12,000千円 ④住民税非課税世帯の世帯主	－	○	－	－		R8.9	議決	R8.10	R8.10	R9.3	支援が必要な住民税非課税世帯に確実に給付する。（対象1,200世帯、給付率100%）	明記予定（HP・広報誌）	ホームページ等	対象分野に関連しない					R8補正（地）		
4															–	–																										
5															–	–																										
6															–	–																										
7															–	–																										
8															–	–																										
9															–	–																										
10															–	–																										
11															–	–																										
12															–	–																										
13															–	–																										
14															–	–																										
15															–	–																										
16															–	–																										
17															–	–																										
18															–	–																										
19															–	–																										
20															–	–																										
21															–	–																										
22															–	–																										
23															–	–																										
24															–	–																										
25															–	–																										
26															–	–																										
27															–	–																										
28															–	–																										
29															–	–																										
30															–	–																										
31															–	–																										
32															–	–																										
33															–	–																										
34															–	–																										
35															–	–																										
36															–	–																										
37															–	–																										
38															–	–																										
39															–	–																										
40															–	–																										
41															–	–																										
42															–	–																										
43															–	–																										
44															–	–																										
45															–	–																										
46															–	–																										
47															–	–																										
48															–	–																										
49															–	–																										
50															–	–																										